糸島市補助金設計書

所管課	危機管理課

補助金名称	糸島市防犯協会補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	なし

【長期総合計画体系】

基本目標3_みんなの命と暮らしを守るまちづくり
政策３_防犯・交通安全の推進
施策①_地域の防犯力の向上

１ 補助の目的

糸島市防犯協会が実施する市民防犯啓発活動を支援することで、市民の防犯意識の向上及び防犯活動への参加を促す。市民防犯啓発活動が活性化することで、犯罪の発生件数が減少することを期待する。

２ 成果指標

指標①	市民に対する防犯啓発活動件数		
目標値①	30	（単位）	回
指標②	防犯指導員、地域防犯協力員を対象とした研修会の開催		
目標値②	1	（単位）	回

３ 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】
糸島市防犯協会が実施する市民防犯啓発活動（地域安全広報啓発活動、スクールヘルパー活動、地域安全指導員による地域巡回防犯活動、駅前や事業所等によるチラシ配布活動など）
【補助対象者】
糸島市防犯協会

４ 補助対象（外）経費

【補助対象経費】
補助対象事業に直接要する経費。ただし職員福利厚生費、事務局施設費、旅費、積立金は除く。なお、人件費については、経費の80%を対象事業費として算定する。

５ 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 80 % 又は 分の

【積算根拠ほか】
補助率例外Aに該当。防犯協会は市の防犯活動を推進するうえで中心的団体であるが、歳入については会費収入はなく、地元企業からの協賛金と防犯登録手数料が主な収入となっている。このため、補助率の例外を適用しなければ補助目的を実現できない。

６ 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 3 年度 まで